

東 埼 玉 資 源 環 境 組 合  
事 業 継 続 計 画

令和 3 年 3 月

<目次>

第1章 基本事項	1
第1節 策定の背景	1
第2節 策定の目的	1
第3節 基本方針	1
第4節 B C Pの構成	3
第2章 想定する災害と被害の想定	4
第1節 地震	4
第2節 水害	6
第3節 ライフライン（電気・水道・通信）	8
第4節 組合施設における地震・水害の想定	9
第3章 災害発生時の対応	15
第1節 非常時優先業務の選定と通常業務の整理	15
第2節 実施体制	24
第3節 参集基準	26
第4章 業務継続に向けた現状と対策	27
第1節 人員体制（職員の参集）	27
第2節 施設の状況	29
第3節 各種設備の状況	31
第4節 物資の状況	35
第5節 運転事業者との連携	35
第5章 感染症対策	36
第1節 想定する状況	36
第2節 応急対策業務の選定と通常業務の整理	37
第3節 感染対策の考え方	43
第6章 計画の運用	45
第1節 職員への教育・訓練	45
第2節 B C Pの点検・見直し	46

## 第1章 基本事項

### 第1節 策定の背景

平成23年3月に発生した東日本大震災は東日本で広範囲にわたり影響が及んだほか、近年では地震だけでなく風水害による被害も深刻化している。

東埼玉資源環境組合（以下「組合」という。）は埼玉県東南部地域に位置しており、管内5市1町（越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市及び松伏町。以下「構成市町」という。）で発生する可燃性一般廃棄物の処理を担っているが、構成市町においても近い将来の発生が憂慮されている東京湾北部地震や大型台風による利根川の氾濫など甚大な被害が発生することが予想されている。

また、大規模な災害の発生に備えるため、国では内閣府が平成27年度に東日本大震災での教訓や近年の災害発生事例を踏まえた「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を作成し、地方公共団体に対して計画の策定を求めている。

これらの状況を踏まえ、組合においても施設が被災した場合でも一般廃棄物処理事業を停滞させることなく補修・復旧を迅速に進め、施設の早期稼働や平常時の体制への移行を効率的に進めるための計画を整備することが必要である。

### 第2節 策定の目的

災害発生時には施設の損傷に加え職員自身も被災者となり、通常の運営体制を確保できないことが想定される。また、組合は可燃性一般廃棄物処理施設という特性上、ごみの受入や焼却などの平常業務をいかに早く再開できるかが求められる。

そのため、あらかじめ参集可能な人員を想定するとともに、施設の復旧・再開に必要な業務を整理し優先順位を設定するなど、災害発生時に平常業務への移行を円滑に行うためのロードマップを策定しておくことが必要である。

本事業継続計画（以下「BCP」という。）は組合が被災して人的、物的資源や情報等に制約が発生した状況下においても優先的に実施すべき業務を把握し、業務を遂行するための体制を整え、必要な資源を確保することで、適切に業務を継続することを目的として策定するものである。

### 第3節 基本方針

行政機関におけるBCPは、「平常時には行わない災害時特有の業務（例えば避難所の開設など、「地域防災計画」に記載されている業務）にできるだけ早期に着手する」ことを目的に策定される場合が多い。しかし、一般廃棄物処理を担う組合においては、先に示したとおり、平常時の業務を中断して災害特有の業務に着手するのではなく、平常時の業務である一般廃棄物の処理を早急に再開することが求められることに特徴がある。

こうした組合における特徴を踏まえ、BCPの基本方針を以下のように定め、3つの方針に基づき、業務継続を図るものとする。

### <BCP の基本方針>

#### ○ 基本方針①

大規模災害等が発生した場合、構成市町の住民が衛生的な生活環境を確保・維持するために必要な一般廃棄物処理（ごみ焼却処理・汚泥再生処理・最終処分）機能を早期に回復させるため、優先実施業務を定めその遂行に努める。

#### ○ 基本方針②

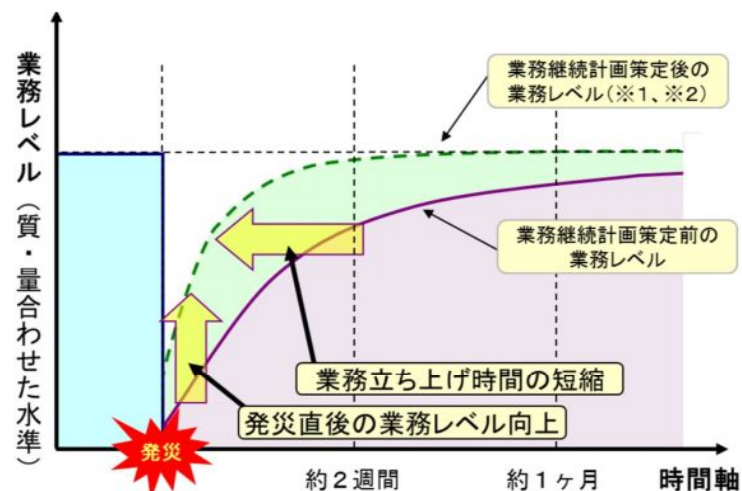
優先実施業務の遂行目標を設定し、目標を達成・実現するために必要な資源の確保や適切な対策を進める。

#### ○ 基本方針③

被害想定の大い水害や、地震等の大規模災害の発生、また、感染症の流行に備え、平常時から業務継続能力の向上に努める。

### <BCP の効果>

BCP の導入により、あらかじめ優先的に実施すべき業務とその開始時期が明確化され、優先実施業務を適切、かつ、迅速に実施することが可能になる。



※1 業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、受援計画等と相まって、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能となる。

※2 訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

出典：内閣府大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成28年2月）

図 1-1 業務継続計画の効果（イメージ）

#### 第4節 BCPの構成

BCPの主な構成とその内容は図1-2に示すとおりとなっている。

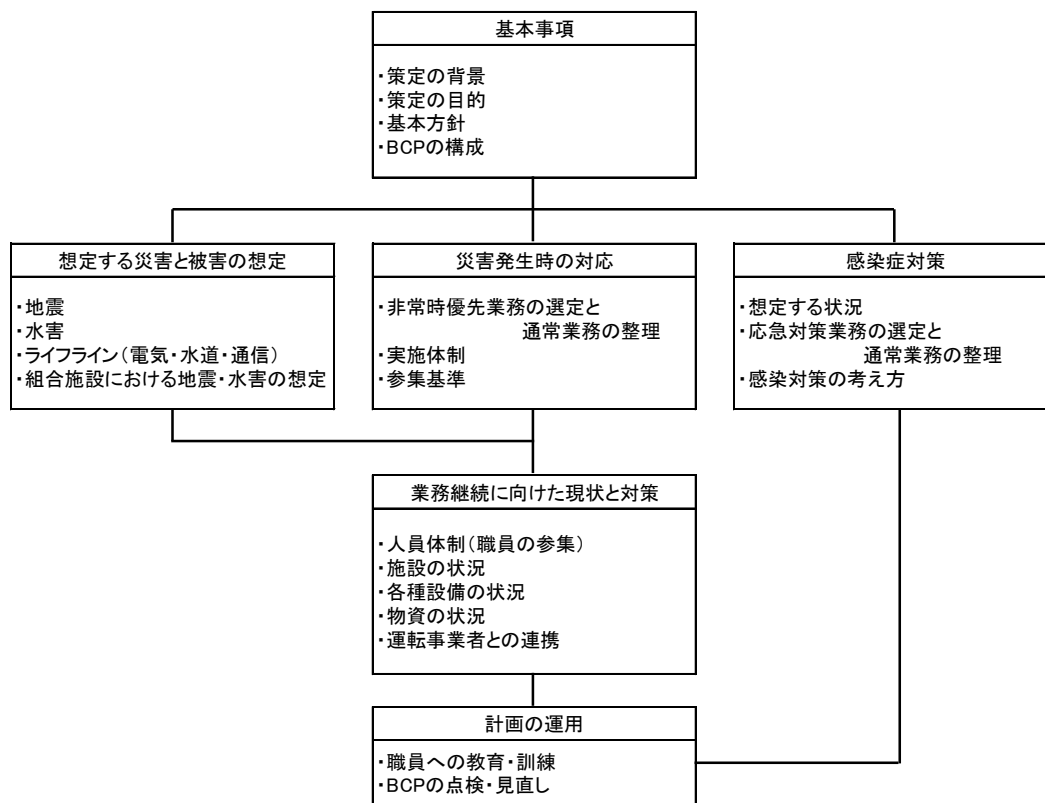


図 1-2 BCP の構成

BCPにおける対象施設は、第一工場ごみ処理施設（以下「第一工場」という。）、第二工場ごみ処理施設（以下「第二工場」という。）、第二工場汚泥再生処理センター（以下「汚泥再生処理センター」という。）、第一最終処分場及び第二最終処分場とし、堆肥化施設は第一工場に含めることとする。

## 第2章 想定する災害と被害の想定

### 第1節 地震

#### (1) 想定する地震

地震については、構成市町の被害が最も甚大となる東京湾北部地震を想定した。

#### <東京湾北部地震>

- ・地震のタイプ：海溝型
  - ・マグニチュード：7.3
  - ・フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映
- ※今後30年以内に南関東地域でマグニチュード7級の地震が発生する確率：70%



出典：埼玉県地域防災計画（平成26年12月）第2編-2より抜粋

図2-1 東京湾北部地震断層位置図

(2) 想定される被害

東京湾北部地震において想定される被害は表 2-1 及び表 2-2 のとおりとなっている。  
 なお、東京湾北部地震では構成市町の震度は震度 6 弱から震度 6 強が想定されている。

表 2-1 東京湾北部地震による被害想定

項目	予測内容	ケース	風速	東京湾北部地震					
				越谷市	草加市	八潮市	三郷市	吉川市	松伏町
地震動等	マグニチュード	－	－	7.3					
	最大震度	－	－	6強	6強	6強	6強	6弱	6弱
	液状化可能性別面積率 (%)	極めて低い	－	9.5	13.6	11.1	1.9	4.6	24.3
		低い	－	29.9	10.4	5.2	4.6	22.6	31.9
		やや高い	－	53.9	46.9	43.1	22.4	50.8	36.7
高い		－	6.8	29.1	40.5	71.1	22.0	7.0	
人的被害	死者数 (人)	冬5時	8m/s	4	68	36	42	2	0
		夏12時		3	37	21	22	1	0
		冬18時		4	49	27	29	1	0
	重傷者数 (人)	冬5時	8m/s	5	97	56	45	2	0
		夏12時		6	59	41	24	2	0
		冬18時		6	68	41	29	2	0
	軽傷者数 (人)	冬5時	8m/s	186	893	492	357	47	9
		夏12時		135	509	331	185	31	7
		冬18時		144	608	346	227	33	7
建物被害	全壊数 (棟)	－	－	442	1,581	962	1,189	236	56
	半壊数 (棟)	－	－	1,896	5,746	3,227	3,331	678	150
火災	焼失棟数 (棟)	冬5時	8m/s	4	30	7	12	1	1
		夏12時		14	53	11	24	4	3
		冬18時		51	192	33	76	12	10
生活支障	避難者数 1日後 (人)	冬18時	8m/s	2,615	8,027	3,524	7,541	1,156	212
	避難者数 1週間後 (人)			5,768	10,447	4,545	8,678	2,092	343
	避難者数 1か月後 (人)			2,615	8,027	3,524	7,541	1,156	212
	帰宅困難者数 (人)			平日12時	－	24,670	16,719	7,296	19,486

出典：埼玉県地震被害想定調査報告書（平成 26 年 3 月）

表 2-2 構成市町における東京湾北部地震の災害廃棄物量

	震災廃棄物（東京湾北部地震）種類別発生量（単位：t）										組合処理量	
	柱角材	可燃物	畳	不燃物	コンクリート ガラ	金属くず	不燃混合	廃家電	処理 困難物	危険物・ 有害物	合計A	合計B
越谷市	3,955	10,412	139	6,782	78,372	4,147	31,212	223	1,392	132	14,506	10,551
草加市	13,152	34,630	463	22,567	263,740	13,919	103,795	741	4,629	438	48,245	35,093
八潮市	7,744	20,383	273	9,575	151,298	7,883	61,116	436	2,726	258	28,400	20,656
三郷市	8,941	23,532	315	12,063	175,005	9,155	70,557	503	3,147	298	32,788	23,847
吉川市	1,791	4,713	63	2,368	35,022	1,831	14,132	101	630	60	6,567	4,776
松伏町	411	1,081	14	941	8,283	446	3,241	23	145	14	1,506	1,095
合計	35,994	94,752	1,267	54,296	711,720	37,381	284,053	2,027	12,669	1,200	132,012	96,019

合計 A：柱角材を含む組合の処理対象（焼却対象物）量

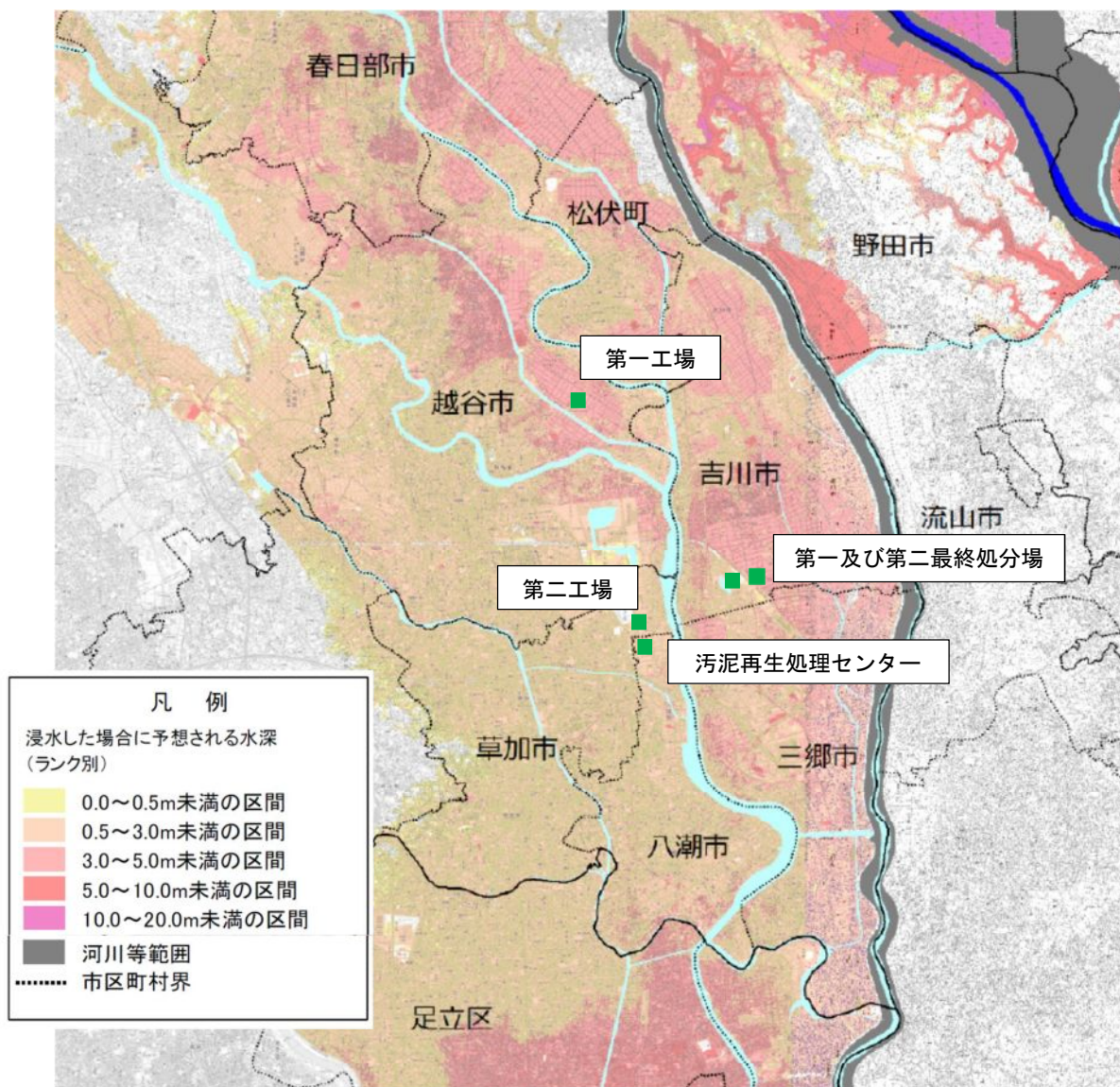
合計 B：柱角材を含まない組合の処理対象（焼却対象物）量

出典：構成市町災害廃棄物処理計画（平成 30 年 3 月）より



## 第2節 水害

水害については、構成市町における浸水面積や災害ごみの発生量が一番大きいと見込まれる利根川の氾濫について被害を想定した。国土交通省関東地方整備局（利根川下流河川事務所）から公表されている利根川の洪水想定区域は図2-2のとおりとなっており、構成市町の大部分が浸水する想定となっている。



出典：利根川下流河川事務所ホームページ：洪水浸水想定区域図：  
利根川（平成29年7月20日指定・公表）より抜粋したものに加筆  
図2-2 組合近隣における利根川氾濫の状況



また、利根川の首都圏氾濫における被害想定は、表 2-3 及び表 2-4 で示したとおりとなっている。

表 2-3 水害による被害想定

被害の内容	被害の大きさ※
浸水面積	約 530km <sup>2</sup>
浸水区域内人口	約 230 万人
浸水世帯数	約 86 万世帯 (床上浸水：約 68 万世帯) (床下浸水：約 18 万世帯)

出典：内閣府大規模水害対策に関する専門調査会報告概要版  
(平成 22 年 4 月) より抜粋

※排水施設が稼動しない場合。

【降雨条件】流域平均降雨量約 320mm/3 日 (流域面積約 5,100km<sup>2</sup>)

表 2-4 構成市町における利根川氾濫の災害廃棄物量

	水害廃棄物 (利根川の氾濫) 種類別発生量 (単位: t)										組合処理量	
	柱角材	可燃物	畳	不燃物	コンクリート ガラ	金属くず	不燃混合	廃家電	処理 困難物	危険物・ 有害物	合計A	合計B
越谷市	59,117	122,824	13,005	5,982	15,131	9,149	91,843	6,686	26,392	1,759	194,946	135,829
草加市	50,486	104,891	11,106	5,109	12,922	7,813	78,432	5,710	22,538	1,503	166,483	115,997
八潮市	23,521	48,868	5,174	2,380	6,020	3,640	36,543	2,660	10,500	700	77,563	54,042
三郷市	34,845	72,396	7,665	3,526	8,919	5,393	54,134	3,941	15,556	1,037	114,906	80,061
吉川市	15,322	31,834	3,371	1,550	3,922	2,371	23,805	1,733	6,840	456	50,527	35,205
松伏町	7,001	14,546	1,540	708	1,792	1,084	10,877	792	3,126	208	23,087	16,086
合計	190,293	395,360	41,860	19,256	48,706	29,450	295,633	21,521	84,952	5,663	627,513	437,220

合計 A：柱角材を含む組合の処理対象 (焼却対象物) 量

合計 B：柱角材を含まない組合の処理対象 (焼却対象物) 量

出典：構成市町災害廃棄物処理計画 (平成 30 年 3 月) より

### 第3節 ライフライン（電気、水道、通信）

#### (1) 地震災害によるライフラインの被害

想定した地震災害におけるライフラインの被害は表 2-5 で示したとおりとなっている。

表 2-5 地震災害によるライフラインの被害

項目	予測内容	ケース	風速	東京湾北部地震						
				越谷市	草加市	八潮市	三郷市	吉川市	松伏町	
ライフライン	電力	電柱被害数（本）	冬18時	8m/s	59	192	104	127	27	8
		停電世帯数 1日後（世帯）			1,745	6,304	3,691	4,617	908	219
	通信	電柱被害数（本）	冬18時	8m/s	20	46	30	34	9	4
		不通回線数 1日後（回線）			101	423	129	193	29	12
都市ガス	供給停止件数 直後（件）	-	-	59,393	28,173	11,662	23,028	11,134	19	
上水道	配水管被害数（箇所）	-	-	97	51	41	38	39	5	
	断水世帯数 1日後（世帯）	-	-	18,839	15,845	6,289	7,074	5,109	661	
	断水人口 1日後（人）	-	-	47,900	37,705	16,073	18,181	14,351	1,976	
下水道	管渠被害距離（km）	-	-	274	223	69	112	49	14	
	機能支障人口 直後（人）	-	-	80,197	76,602	21,064	33,779	18,119	4,997	
その他	エレベータ閉じこめ（台）	冬18時	8m/s	77	105	45	85	14	1	
	災害廃棄物量（万トン）	冬18時	8m/s	9.7	35.3	21.2	22.9	5.2	1.3	
	中高層階支障世帯数（世帯）	冬18時	8m/s	346	513	136	383	26	0	

出典：埼玉県地震被害想定調査報告書（平成 26 年 3 月）

#### (2) 水害によるライフラインの被害

想定した水害におけるライフラインの被害は表 2-6 で示したとおりとなっている。

表 2-6 水害によるライフラインの被害

ライフラインの種類	被害の状況※
電力	約 16 万軒
ガス	約 10.4 万軒
上水道	約 14 万人
下水道（汚水）	約 60 万人
下水道（雨水排水）	多数発生（雨水ポンプ場のほとんどが被災）
通信（固定電話）	約 47 万回線
通信（携帯電話）	約 18 万回線

出典：内閣府大規模水害対策に関する専門調査会報告概要版（平成 22 年 4 月）より抜粋

※被害の状況は、埼玉県分の数値

#### 第4節 組合施設における地震・水害の想定

組合施設の地震及び水害の想定については図 2-3 から図 2-9 のとおりとなっている。地震については構成市町のハザードマップを、水害については国土交通省ハザードマップポータルサイト重ねるハザードマップ\*より引用した。なお、汚泥再生処理センターは第二工場に隣接していることから一体としてとらえ、第一最終処分場及び第二最終処分場については水害のみ示している。

※想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に想定される浸水深（想定最大規模）

##### (1) 地震の想定（揺れの想定）

###### 1) 第一工場

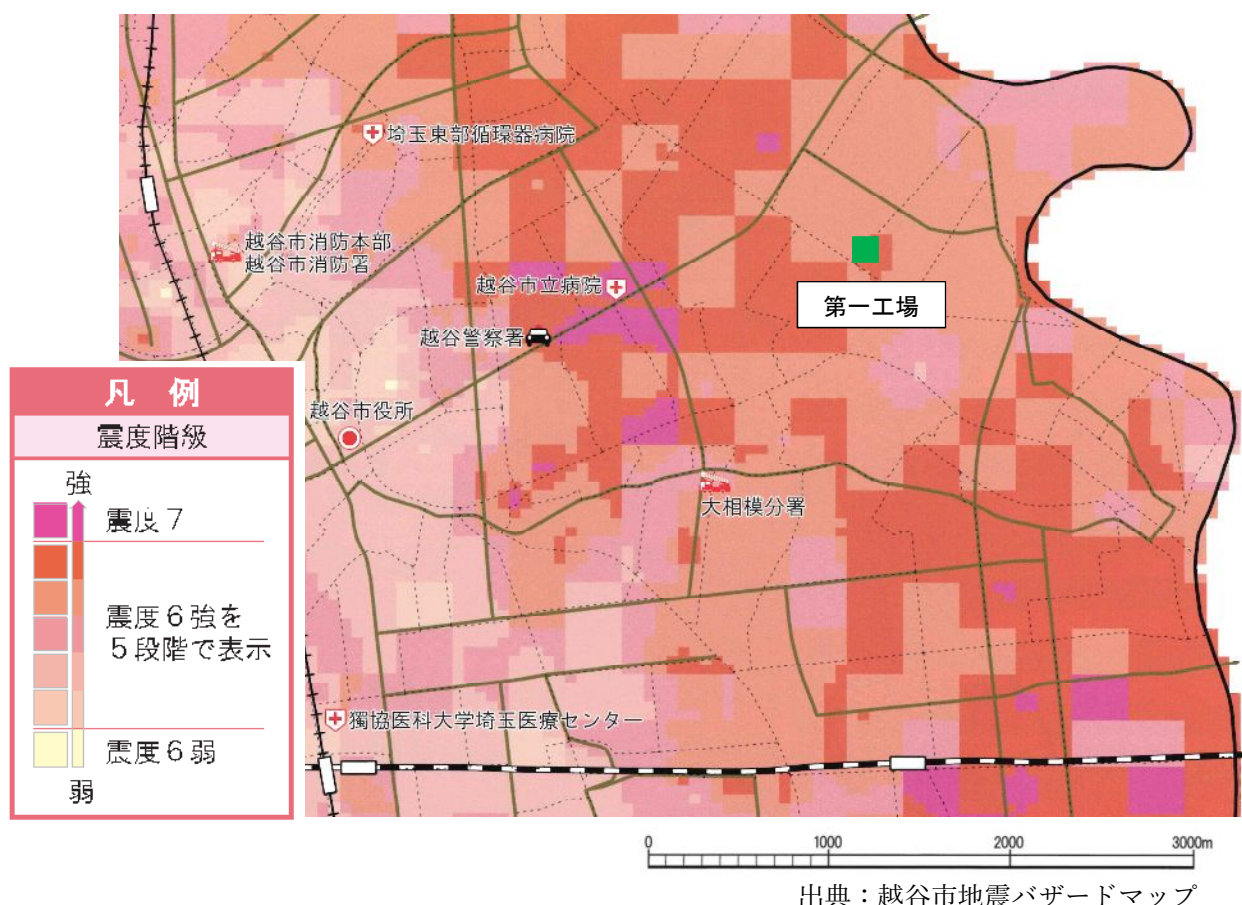
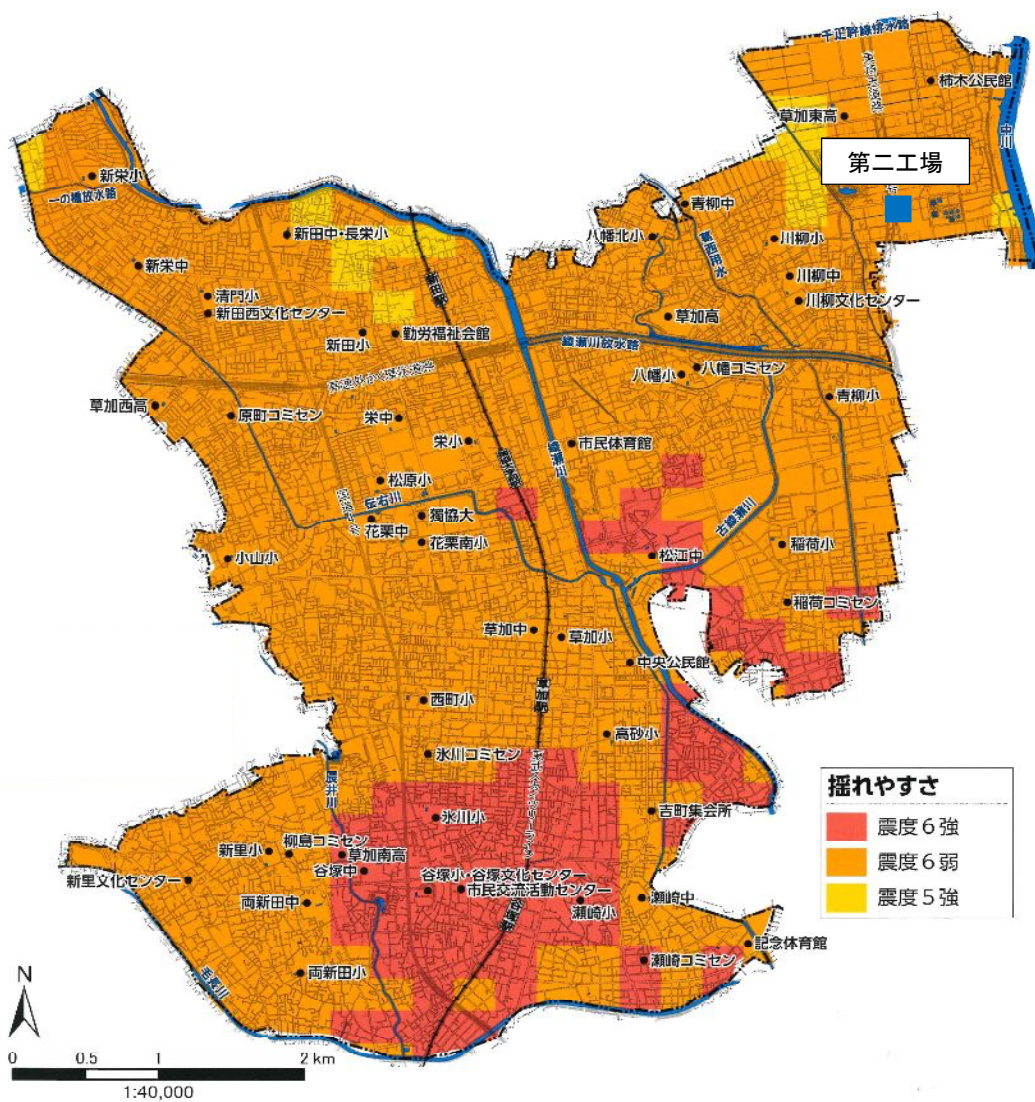


図 2-3 第一工場における地震の想定

図 2-3 に示すとおり、第一工場は震度 6 強の上から 2 番目の震度階級の区域に立地している。

2) 第二工場



出典：草加市ハザードマップ

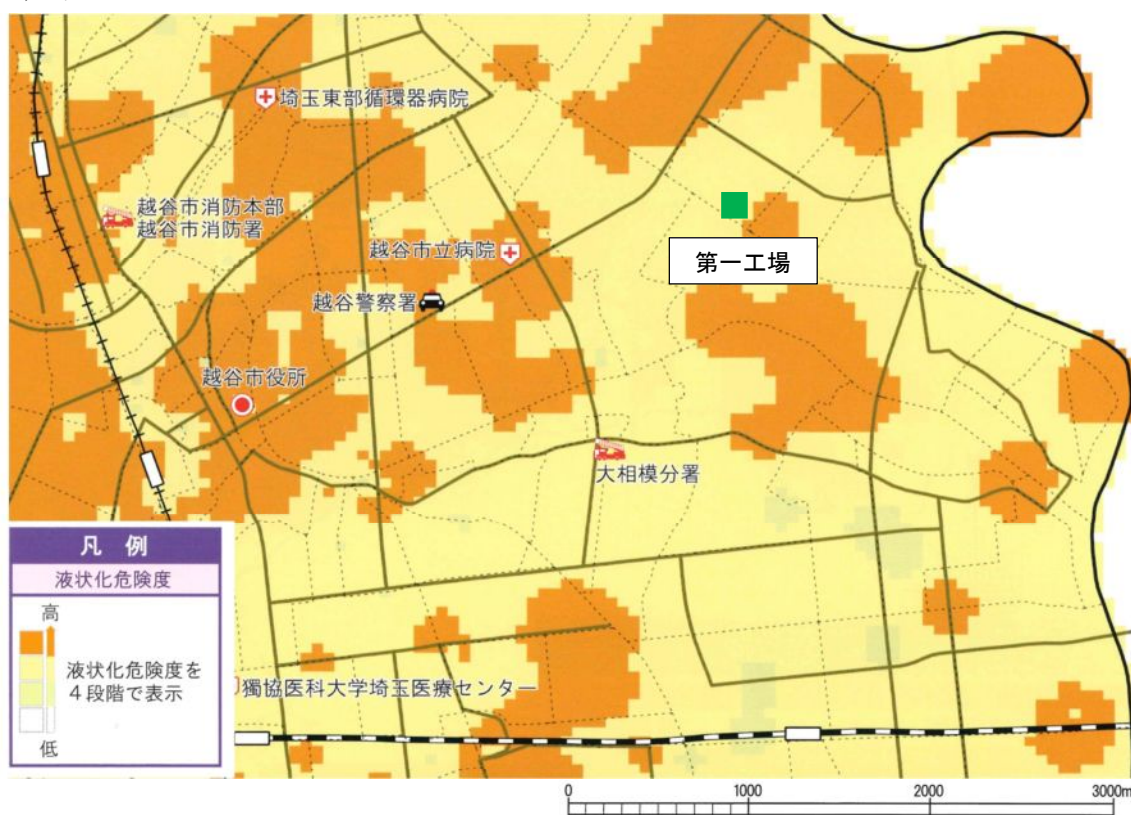
図 2-4 第二工場における地震の想定

図 2-4 に示すとおり、第二工場は、震度 6 弱の震度階級の区域に立地している。



(2) 地震の想定（液状化）

1) 第一工場

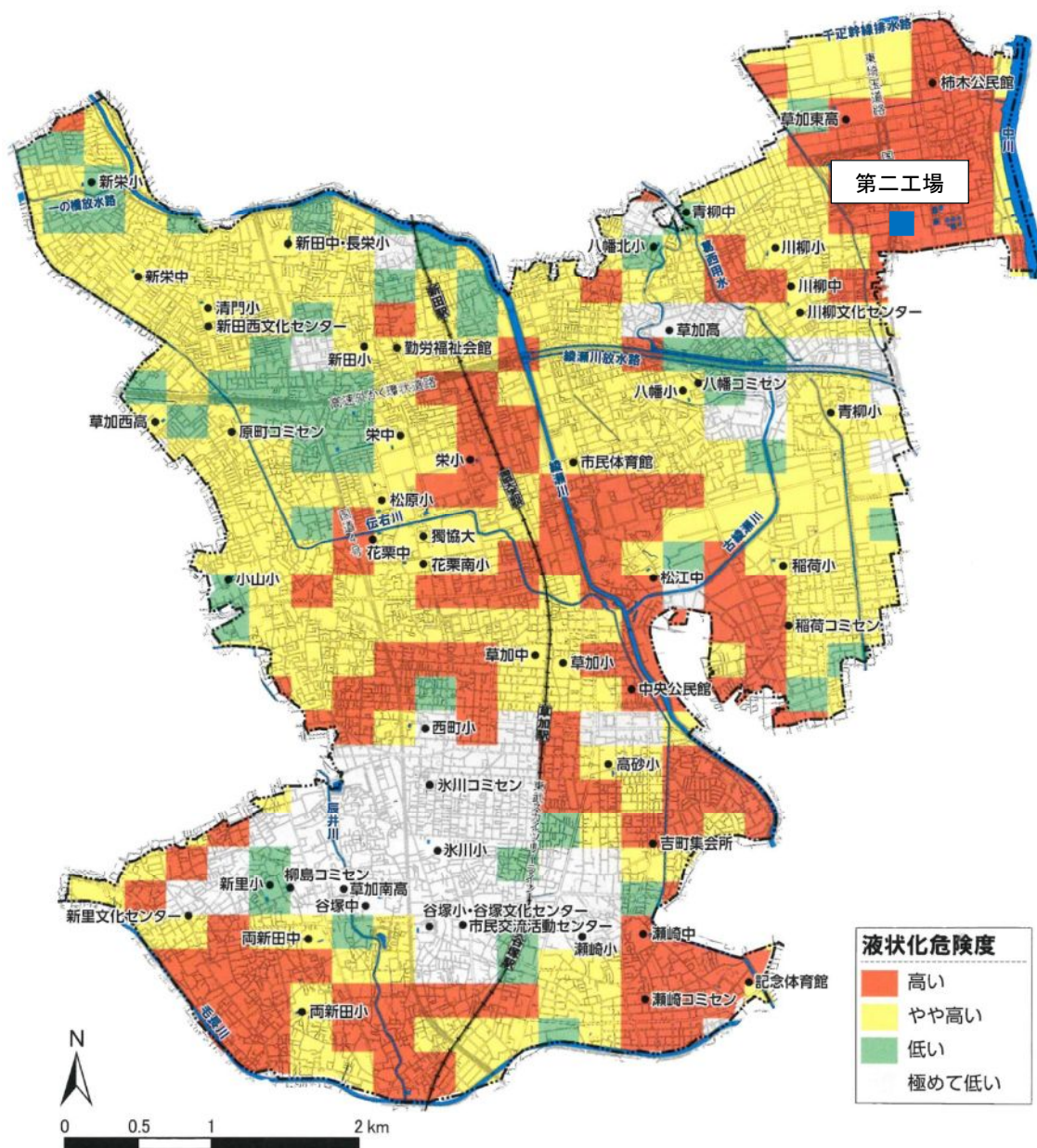


出典：越谷市地震バザードマップ

図 2-5 第一工場における地震（液状化）の想定

図 2-5 に示すとおり、第一工場は液状化危険度が上から 2 番目に高い区域に立地している。

2) 第二工場



出典：草加市ハザードマップ

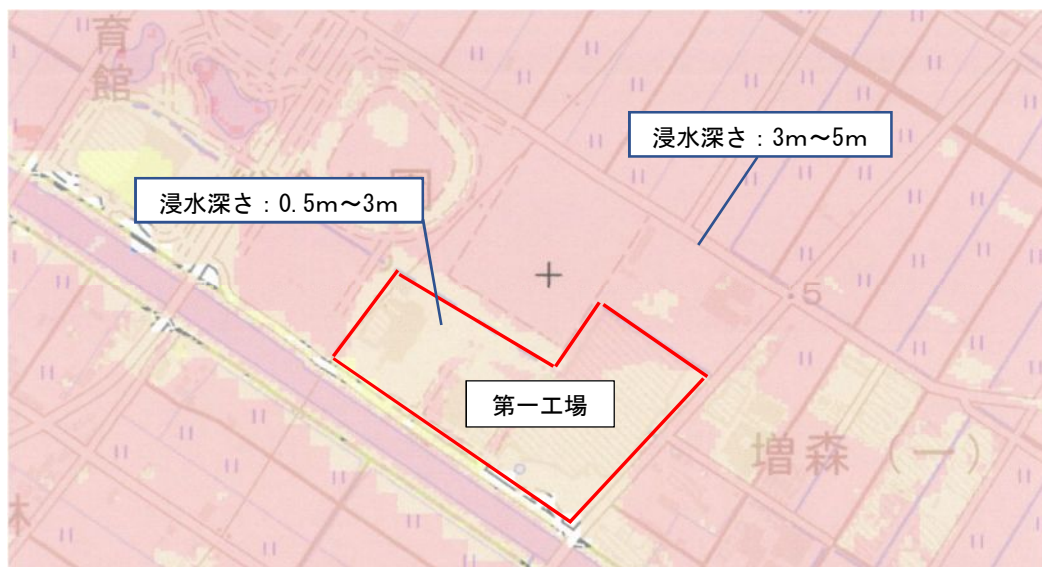
図 2-6 第二工場における地震（液状化）の想定

図 2-6 に示すとおり、第二工場は液状化危険度の高い区域に立地している。



(3) 洪水の想定

1) 第一工場

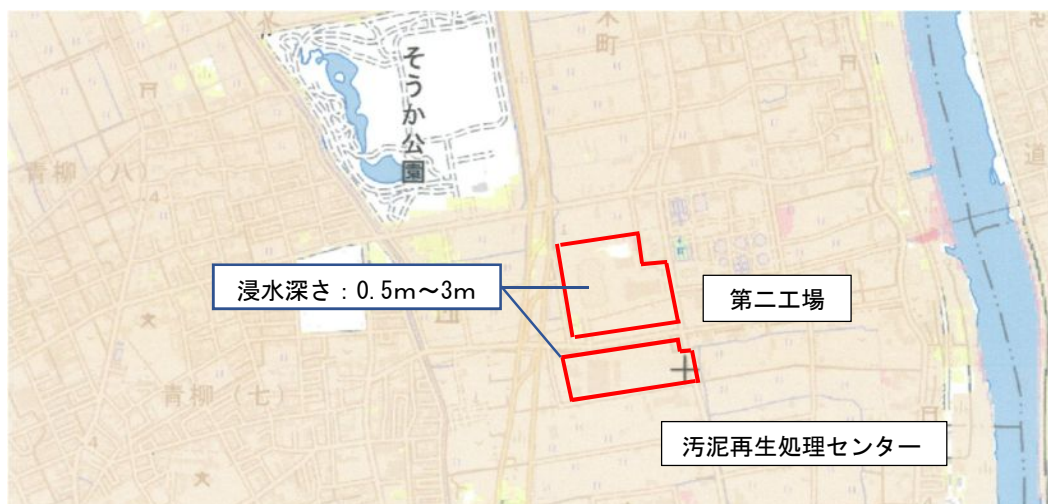


出典：国土交通省ハザードマップポータルサイトに加筆

図 2-7 第一工場の浸水想定

図 2-7 に示すとおり、第一工場は浸水深さ 0.5m~3m（一部 3m~5m）の区域に立地している。

2) 第二工場

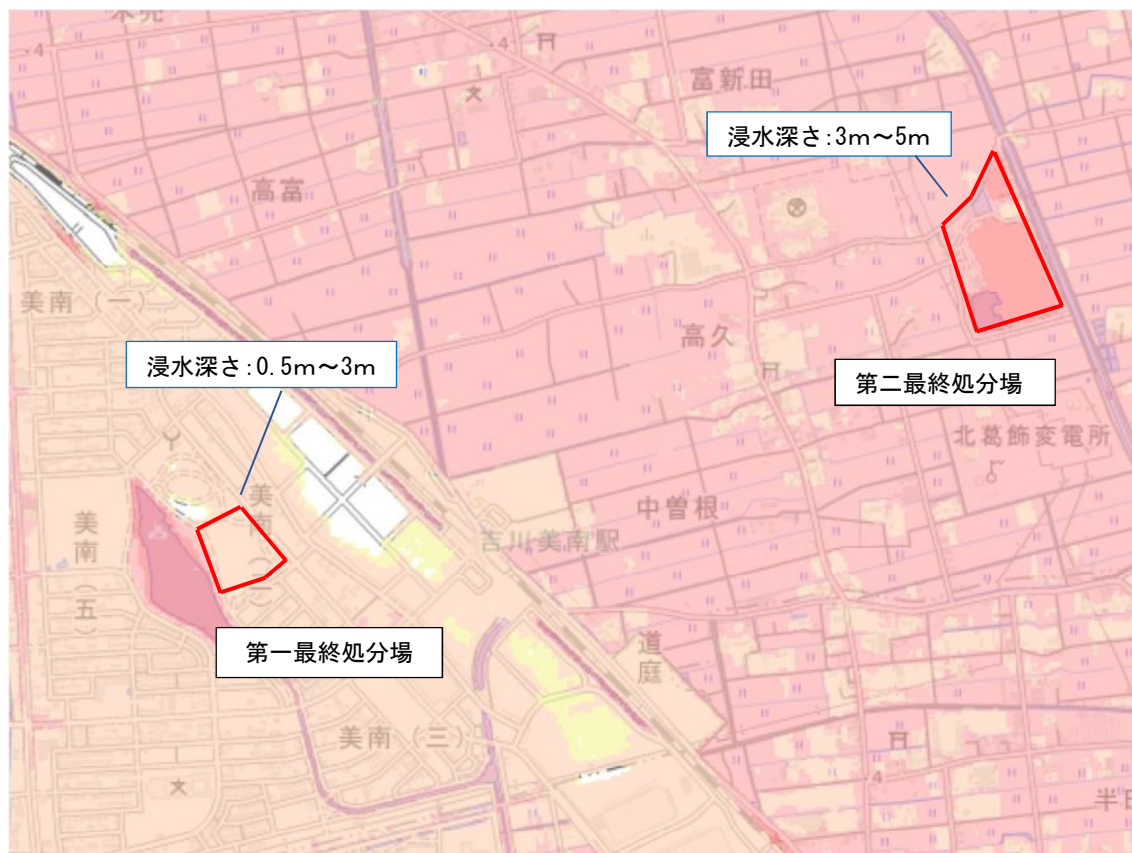


出典：国土交通省ハザードマップポータルサイトに加筆

図 2-8 第二工場及び污泥再生処理センターの浸水想定

図 2-8 に示すとおり、第二工場及び污泥再生処理センターは浸水深さ 0.5m~3m の区域に立地している。

### 3) 第一最終処分場及び第二最終処分場



出典：国土交通省ハザードマップポータルサイトに加筆

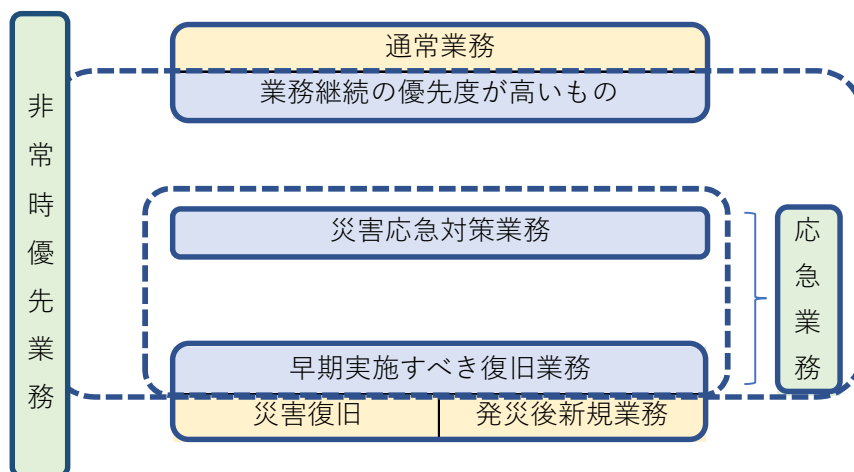
図 2-9 第一最終処分場及び第二最終処分場の浸水想定

図 2-9 に示すとおり、第一最終処分場は浸水深さ 0.5m~3m の区域に立地している。また、第二最終処分場は、浸水深さ 3m~5m の区域に立地している。

### 第3章 災害発生時の対応

#### 第1節 非常時優先業務の選定と通常業務の整理

非常時優先業務とは、応急業務である「災害応急対策業務」「早期実施すべき復旧業務」及び「優先度の高い通常業務」の3業務を示し、発災より1か月の間優先的に実施するものである。



出典：内閣府大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き  
(平成28年2月)を参考に作成

図 3-1 非常時優先業務のイメージ

図 3-1 より組合における非常時優先業務をまとめると図 3-2 に示すとおりとなる。まず、組合全体において早期実施すべき復旧業務（全体の目標）、次に各課の災害応急対策業務、さらに、優先的に実施する通常業務を位置づける。

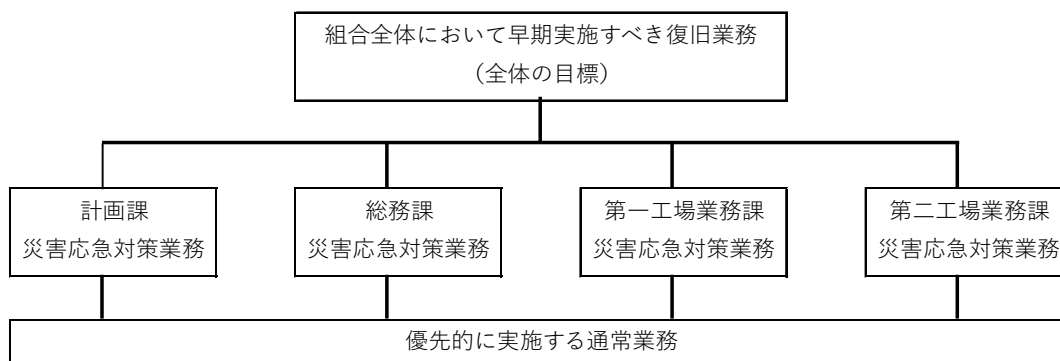


図 3-2 組合における非常時優先業務

- (1) 組合全体において早期実施すべき復旧業務（全体の目標）  
 早期実施すべき復旧業務について、表 3-1 のとおり定める。

表 3-1 早期実施すべき復旧業務

段階	業務開始 目標時間	早期実施すべき 復旧業務
第 1 段階	発災直後 (30 分程度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の設置</li> <li>・焼却炉の緊急停止</li> <li>・被害状況の確認</li> </ul>
第 2 段階	3 時間まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の把握</li> <li>・構成市町との連絡調整</li> <li>・職員等の安否確認</li> </ul>
第 3 段階	24 時間まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の発信</li> <li>・ごみの搬入、作業計画立案</li> </ul>
第 4 段階	72 時間まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却炉の再稼動</li> </ul>
第 5 段階	1 週間まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災施設の応急復旧開始</li> </ul>
第 6 段階	1 か月まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時操業計画立案</li> </ul>

災害発生時は災害の規模に応じて焼却炉を安全に立ち下げることを最優先とした対応を行う。その後、被害状況を確認した上で立ち上げが可能な炉から順次再開させることを目指し、災害発生後 72 時間以内に再稼動を行うことを目標とする。

(2) 災害応急対策業務

各課の災害応急対策業務について、表 3-2 から表 3-5 のとおり定める。

1) 計画課

表 3-2 計画課における災害応急対策業務

業務内容
組合庁内 LAN の被害状況確認、復旧
財務会計システムの被害状況確認、連絡調整
パソコン等電子機器の被害状況確認、代替機の手配
埼玉県、構成市町等への連絡、調整
災害時処理計画の策定（交付金等）
各工場の搬入計画取りまとめ
道路損傷時の代替え搬入路の取りまとめ
資金計画の策定（現金の確保）
災害復旧に関する予算の執行管理
災害復旧に関する補正予算の調製
災害復旧に関する支払業務
起債、交付金、補助金等の情報収集、要求事務（財源の確保）
報道機関への情報提供
住民への情報提供
災害発生時の見学者安否確認、避難誘導
職員の安否確認
職員の勤務体制の検討

2) 総務課

表 3-3 総務課における災害応急対策業務

業務内容
災害対策本部の設置、運営事務
第一工場ごみ処理施設（建物）の被害状況確認（事務所の復旧）
第一工場ごみ処理施設（建物）の緊急工事の実施
通信手段の確認、復旧
災害対応物品（消耗品等）の調達
職員の安否確認（集約）
職員の勤務管理（勤務体制の検討）
管理者、理事、議員への報告、対応
災害対応による緊急工事等の契約業務

3) 第一工場業務課

表 3-4 第一工場業務課における災害応急対策業務

業務内容
第一工場ごみ処理施設焼却炉の緊急停止、再稼働の実施
第一工場ごみ処理施設の被害状況の確認、復旧計画（設備関連）
運転事業者 <sup>※</sup> の被害状況確認、調整
焼却残渣搬出先の被害状況確認、搬出先の調整
薬品、資材の確保（業者との連絡調整）
電気、水道の供給状況確認、対応策の検討
設備の緊急工事の実施
道路損傷時の代替え搬入路の検討
職員の安否確認
災害時操業及び作業計画の策定（運営体制含む）
地元連絡協議会への報告、調整
職員の勤務体制の検討

4) 第二工場業務課

表 3-5 第二工場業務課における災害応急対策業務

業務内容
第二工場ごみ処理施設焼却炉の緊急停止、再稼働の実施
第二工場ごみ処理施設の被害状況の確認、復旧計画（建物、設備）
第二工場汚泥再生処理センターの緊急停止、再稼働の実施
第二工場汚泥再生処理センターの被害状況の確認、復旧計画（建物、設備）
最終処分場の被害状況確認、復旧計画（管理棟、水処理施設）
運転事業者 <sup>※</sup> の被害状況確認、調整
焼却残渣搬出先の被害状況確認、搬出先の調整
薬品、資材の確保（業者との連絡調整）
電気、水道の供給状況確認、対応策の検討
建物、設備の緊急工事の実施
道路損傷時の代替え搬入路の検討
職員の安否確認
災害時操業及び作業計画の策定（運営体制含む）
地元連絡協議会への報告、調整
職員の勤務体制の検討

※第一工場、第二工場、汚泥再生処理センター、第一最終処分場、第二最終処分場の運転委託又は運営事業者を運転事業者に統一する。



(3) 優先的通常業務

各課の通常業務について、その重要度に基づき「継続」「縮小」「休止」に分類して、業務の開始目標時間とともに表 3-6 から表 3-10 のとおり定める。

1) 計画課

表 3-6 計画課における災害時の通常業務の分類と開始目標時間

担当	業務内容	継続性	業務開始目標時間						
			直後	～ 3時間	～ 24時間	～ 48時間	～ 72時間	～ 1週間	～ 1か月
計画課	重要施策の立案、総合調整及び進行管理に関すること	休止							
	施設整備計画に関すること	休止							
	循環型社会形成推進交付金及び地域計画に関すること	休止							
	一般廃棄物処理基本計画の調整に関すること	休止							
	一般廃棄物の減量化計画に関すること	休止							
	廃棄物処理手数料の改正に関すること	休止							
	特に管理者が命じた施策に関すること	縮小							○
	行政組織に関すること	休止							
	定数管理に関すること	休止							
	事務改善及び行政情報化に関すること	縮小						○	
	情報セキュリティに関すること	縮小						○	
	統計及び情報の収集、作成、分析、活用及び保管に関すること	休止							
	環境マネジメント及び環境法令に関すること	休止							
	東埼玉資源環境組合事務連絡協議会に関すること	縮小							○
	財務会計システムの運用に関すること	継続					○		
	予算の編成及び執行管理に関すること	継続						○	
	地方債及び一時借入金に関すること	縮小							○
	歳入歳出決算の調整に関すること	休止							
	決算統計に関すること	縮小							○
	決算見込に関すること	縮小							○
	公金の支出事務に関すること	継続						○	
	資金管理に関すること	継続						○	
	財政計画に関すること	縮小							○
	分担金に関すること	縮小							○
	廃棄物処理施設整備基金に関すること	縮小							○
	財政状況の公表に関すること	縮小							○
	公会計に関すること	休止							
	財政諸報告に関すること	縮小							○
	工事検査に関すること	休止							
	広報に関すること	休止							
	広聴に関すること	継続					○		
	環境啓発に関すること	休止							
施設見学案内、外来者の受付に関すること	休止								
庁用バスの運行管理に関すること	休止								
課の庶務に関すること	縮小					○			

表中緑の網掛けは「継続」、青の網掛けは「縮小」を示す。

2) 総務課

表 3-7 総務課における災害時の通常業務の分類と開始目標時間

担当	業務内容	継続性	業務開始目標時間						
			直後	～ 3時間	～ 24時間	～ 48時間	～ 72時間	～ 1週間	～ 1か月
総務課	議会に関すること	縮小							○
	理事会に関すること	縮小							○
	管理者及び副管理者の秘書に関すること	継続					○		
	行政不服審査における審理員に関すること	休止							
	条例、規則等の審査、制定及び改廃に関すること	縮小							○
	組合例規集の編集、発行及び配布に関すること	休止							
	職員の配置に関すること	縮小							○
	職員の任免、分限、懲戒その他身分に関すること	縮小							○
	職員の服装及び勤務条件に関すること	縮小							○
	行政委員会等の委員の任免に関すること	休止							
	報酬及び給与に関すること	縮小						○	
	旅費及び費用弁償に関すること	縮小						○	
	特別職報酬等審議会に関すること	休止							
	職員の福利厚生及び健康管理に関すること	縮小							○
	公務災害補償に関すること	縮小							○
	埼玉県市町村職員共済組合及び埼玉県市町村総合事務組合に関すること	縮小							○
	被服等の貸与に関すること	休止							
	契約業者の登録及び指名に関すること	縮小						○	
	指名委員会その他契約関係の審査会等に関すること	縮小						○	
	工事請負契約、委託契約その他の契約に関すること	縮小						○	
	公印の管守に関すること	継続			○				
	公告式に関すること	縮小							○
	表彰に関すること	休止							
	文書類の收受発送に関すること	縮小						○	
	文書の整理及び保存に関すること	休止							
	管理職会議に関すること	縮小						○	
組合の庶務に関すること	縮小							○	
課の庶務に関すること	縮小							○	
情報公開担当	情報公開制度に関すること	縮小							○
	個人情報保護制度に関すること	縮小							○
	行政不服審査会に関すること	休止							
	情報公開・個人情報保護審査会に関すること	休止							
	情報公開・個人情報保護審議会に関すること	休止							
行政資料の収集、提供及び閲覧に関すること	休止								
営繕担当	第一工場（ごみ処理施設及び堆肥化施設を除く。）の維持管理に関すること	継続			○				
	防災に関すること	継続	○						
	安全衛生委員会その他労働安全衛生に関すること	縮小							○
	土地及び建物の権利に関すること	継続				○			
	公有財産の管理及び処分等に関すること	継続				○			
	固定資産台帳の記録管理に関すること	縮小						○	
	備品台帳の記録管理に関すること	縮小						○	
	物品の出納及び保管に関すること	休止							
物品の修理及び不用品の処分に関すること	休止								
庁用自動車（庁用バスを除く。）の運行管理に関すること	休止								

表中緑の網掛けは「継続」、青の網掛けは「縮小」を示す。

3) 第一工場業務課

表 3-8 第一工場業務課における災害時の通常業務の分類と開始目標時間

担当	業務内容	継続性	業務開始目標時間						
			直後	～ 3時間	～ 24時間	～ 48時間	～ 72時間	～ 1週間	～ 1ヶ月
第一工場業務課	第一工場ごみ処理施設のごみの受入れ及び処理に関する事	継続					○		
	第二工場ごみ処理施設との連絡調整に関する事	継続	○						
	焼却灰等の処分に関する事	縮小							○
	第一工場ごみ処理施設に係る機械設備の維持管理及び運転管理に関する事	継続					○		
	ごみの内容物調査に関する事	休止							
	公害関係法令等に基づく各種測定及び分析等に関する事	継続					○		
	廃棄物処理手数料の賦課及び徴収に関する事	縮小							○
	第一工場ごみ処理施設に係るエネルギー使用の合理化に関する事	休止							
	ごみ処理事業の調査及び研究に関する事	休止							
	第一工場ごみ処理施設の電力の売買に関する事	継続	○						
	第一工場の隣接施設の電力調整に関する事	継続	○						
	第一工場の隣接施設の熱供給に関する事	継続	○						
	電気工作物の調査及び研究に関する事	休止							
	その他電気工作物に関する事	休止							
	電力の送電調整に関する事	継続	○						
	第一工場地元連絡協議会に関する事	縮小							○
	課の庶務に関する事	縮小							○
	リサイクル担当	剪定枝及び刈り草の受入れ及び処理に関する事	休止						
		堆肥の生産及び販売に関する事	休止						
	堆肥化施設の維持管理及び運転管理に関する事	休止							

表中緑の網掛けは「継続」、青の網掛けは「縮小」を示す。

4) 第二工場業務課

表 3-9 第二工場業務課における災害時の通常業務の分類と開始目標時間

担当	業務内容	継続性	業務開始目標時間						
			直後	～ 3時間	～ 24時間	～ 48時間	～ 72時間	～ 1週間	～ 1か月
第二工場業務課 運転業務担当	第二工場ごみ処理施設のごみの受入れ及び処理に関する事	継続					○		
	第一工場ごみ処理施設との連絡調整に関する事	継続	○						
	第二工場ごみ処理施設の維持管理及び運転管理に関する事	継続					○		
	ごみの内容物調査に関する事	休止							
	ごみ処理に係る公害関係法令等に基づく各種測定及び分析等に関する事	継続					○		
	第二工場ごみ焼却施設に係るエネルギー使用の合理化に関する事	休止							
	ごみ処理事業の調査及び研究に関する事	休止							
	第二工場の隣接施設の電力調整に関する事	継続	○						
	第二工場の隣接施設の熱供給調整に関する事	継続	○						
	電気工作物の調査及び研究に関する事	休止							
	その他電気工作物に関する事	休止							
	第二工場ごみ処理施設の防災に関する事	継続	○						
	第二工場ごみ処理施設の施設見学に関する事	休止							
	第二工場地元連絡協議会に関する事	縮小							○
	し尿の受入れ及び処理に関する事	継続					○		
	汚泥の処理に関する事	継続					○		
	汚泥再生処理事業の調査及び研究に関する事	休止							
	し尿処理に係る公害関係法令等に基づく各種測定及び分析等に関する事	継続					○		
	第二工場汚泥再生処理センターに係るエネルギー使用の合理化に関する事	休止							
	第二工場汚泥再生処理センターの維持管理及び運転管理に関する事	継続					○		
	第二工場汚泥再生処理センターの防災に関する事	継続	○						
	第二工場汚泥再生処理センターの施設見学に関する事	休止							
	最終処分場の維持管理及び運転管理に関する事	継続					○		
	最終処分場の防災に関する事	継続	○						
	最終処分場の施設見学に関する事	休止							
	一般廃棄物最終処分場地元連絡協議会に関する事	縮小							○
	課の庶務に関する事	縮小							○

表中緑の網掛けは「継続」、青の網掛けは「縮小」を示す。

5) 議会事務局

表 3-10 議会事務局における災害時の通常業務の分類と開始目標時間

担当	業務内容	継続性	業務開始目標時間						
			直後	～ 3時間	～ 24時間	～ 48時間	～ 72時間	～ 1週間	～ 1か月
議会事務局	公印の管守に関すること	継続			○				
	議員の身分、議員報酬、手当及び費用弁償に関すること	縮小						○	
	文書の收受、発送及び編さん保存に関すること	縮小						○	
	職員の服務、給与に関すること	縮小						○	
	議会費の予算、決算及び経理に関すること	縮小							○
	物品の出納、保管に関すること	休止							
	本会議及び委員会に関すること	縮小						○	
	請願書、陳情書に関すること	縮小							○
	議員の会議出席に関すること	縮小						○	
	会議の傍聴に関すること	縮小						○	
	議決及び決定事項の処理に関すること	縮小						○	
	議案、意見書等に関すること	縮小						○	
	議会諸規程の制定又は改廃に関すること	縮小							○
	各種資料の収集及び調査に関すること	縮小							○
	議決原本の保管に関すること	継続						○	
	公聴会に関すること	縮小							○
	会議録及び委員会の記録に関すること	縮小							○
その他、議会庶務に関すること	縮小							○	

表中緑の網掛けは「継続」、青の網掛けは「縮小」を示す。

## 第2節 実施体制

### (1) 実施体制

組合管内で災害が発生した、又は発生する恐れがあり、組合の施設や設備への被害が甚大又は被害の拡大が予測される場合に、災害対策本部を設置する。

災害対策本部は副管理者を本部長とし、事務局長を副本部長に、その下に各課の課長を班長とする班（計画課、総務課、第一工場業務課、第二工場業務課）で構成する。

### (2) 設置基準

設置基準は以下のとおりとする。

- 1) 組合施設管内において震度5弱以上の地震が発生し、施設や設備への被害が甚大で早急な対策を行う必要があるとき。
- 2) 大雨や暴風雨等により組合の施設や設備への被害が甚大で早急な対策を行う必要があるとき又は、台風や低気圧等の接近により甚大な被害が予測され、事前の設置が必要と判断したとき。
- 3) 竜巻等の自然災害により施設や設備への被害が甚大で早急な対策を行う必要があるとき。
- 4) その他本部長が必要と判断したとき。

### (3) 設置場所

災害対策本部は原則、第一工場に設置する。

### (4) 職務代行

災害発生時の円滑な本部設置を行うため、本部長及び副本部長不在時の職務代行を以下のとおり定める。

#### 1) 本部長不在時の代行順位

副本部長（事務局長）

#### 2) 副本部長不在時の代行順位

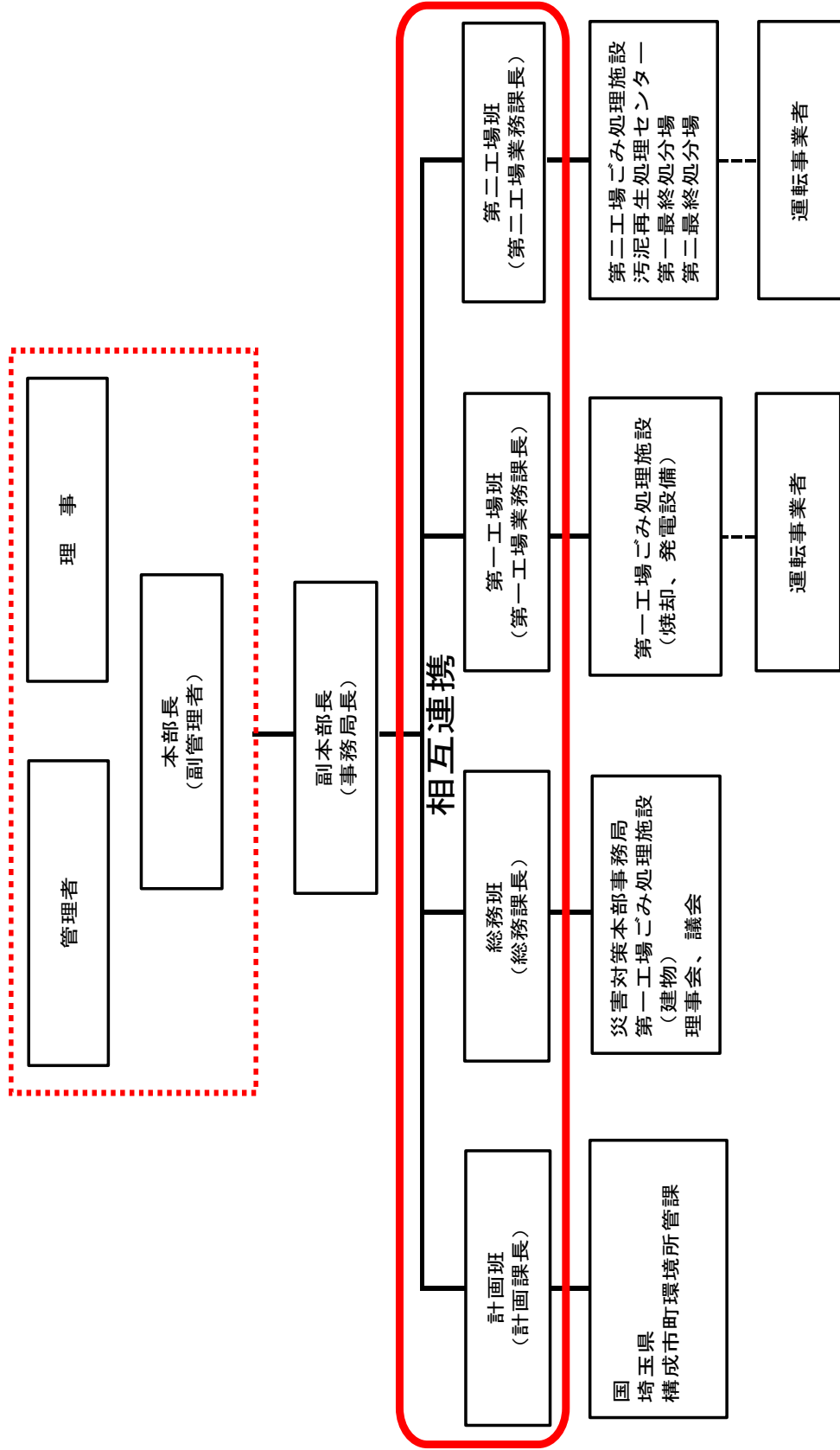
##### ① 次長職の者

次長が課長職を兼ねる場合、調整幹がいる班は調整幹が班の責任者となり、それ以外は班の責任者を兼務する。

##### ② 課長職の者

課長職のうち、組合での課長職在籍年数が一番長い者。調整幹がいる場合は調整幹が班の責任者となり、不在の場合は班の責任者を兼務する。





本部長 (副管理者)・・・組合全体の統括責任者、管理者・理事との連絡調整  
 副本部長 (事務局長)・・・本部長の補佐、実務の統括責任者  
 計画班 (計画課長)・・・関係自治体との連絡調整  
 総務班 (総務課長)・・・災害対策本部事務局、第一工場ごみ処理施設 (建物) 管理、理事会及び議会  
 第一工場班 (第一工場業務課長)・・・第一工場ごみ処理施設 (焼却、発電設備) の運転管理  
 第二工場班 (第二工場業務課長)・・・第二工場ごみ処理施設、汚泥再生処理センター、第一及び第二最終処分場の運転管理

図 3-3 災害発生時における組織体制

### 第3節 参集基準

災害発生時における職員の参集基準は「東埼玉資源環境組合における災害時の職員参集基準（平成29年8月）」を踏まえ以下のとおりとする。

#### (1) 地震発生時における参集基準

表 3-11 地震発生時における参集基準

震 度	参 集 基 準
震度4以上	各工場の運転事業者から第一工場業務課長及び第二工場業務課長に運転状況等の連絡が入り、各課長が局長に報告する。
震度5弱以上	副課長職以上は各職場に参集する。
震度5強以上	全職員は、各職場に参集する。

#### (2) 台風時等、事前に災害が予想できる場合の参集基準

台風時等、事前に被害が予測できる場合には、各課長により暴風警報が発表された場合の対応を含めた協議を行い、動員体制を決定する。

#### (3) 参集場所

職員は通常勤務する施設（第一工場又は第二工場）に速やかに参集する。ただし、大規模な被害が発生し、道路の損壊又は橋梁の落下等により参集場所に参集することが困難な場合、参集可能な施設（第一工場又は第二工場）へ参集する。また、いずれの施設にも参集が困難である場合は、道路や橋梁等の復旧を待ち、速やかに参集するものとする。

#### (4) 参集の例外

災害発生時においては全職員の参集を原則とするが、自身や家族の被災、また、健康上の理由等により参集が不能又は困難である者については、所属長に報告のうえ指示を仰ぐ。

## 第4章 業務継続に向けた現状と対策

災害の影響により、当組合の機能が制限される場合に、第3章で定めた非常時優先業務を速やかに実施するため、必要となる人員や物資等の資源に関する現状と課題を整理し、効果的な方法で業務を継続する。

### 第1節 人員体制（職員の参集）

#### (1) 参集予測

現状における参集予測を以下のとおり行った。

##### 1) 時間区分

参集時間の区分は、3時間以内、6時間以内、24時間以内、2日以上とする。

##### 2) 移動速度

徒歩による参集を想定し、道路や橋梁の損傷も想定して時速2kmで予測する。また、参集場所までの距離が20km以上となる場合は、2日以上とする。なお、移動距離が20km以上の場合は公共交通機関の停止により1週間以上参集できないことも想定される。

##### 3) 参集不能の想定

職員及び職員の家族の死傷により、参集不能となる職員がいることも考えられるが、組合においては、埼玉県の人的被害想定は、死傷者が全県人口約734万人に対して、約0.0080%の585人、重傷者数が約0.011%の812人（数値は、埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）東京湾北部地震による被害想定より）と小さく、この値を使用し組合の人的被害を想定すると、職員数が少ないことから0人と想定した。

##### 4) 職員の参集予測結果

第一工場、第二工場の参集率は表4-1で示したとおりとなっている。

表4-1 参集率の予測結果

	単位	時間ごとの参集人員及び参集率			
		3時間以内	6時間以内	24時間以内	2日以上
第一工場	人	27	4	6	3
	%	67.5	10.0	15.0	7.5
	%累計	(67.5)	(77.5)	(92.5)	(100.0)
第二工場	人	1	2	4	1
	%	12.5	25.0	50.0	12.5
	%累計	(12.5)	(37.5)	(87.5)	(100.0)

※令和2年（2020年）4月1日現在の職員配置による予測

第一工場については、3時間以内の参集率は67.5%であったが、第二工場については12.5%に留まっている。したがって、災害が発生した場合、第二工場については初動対応における人員の確保が限定される可能性がある。また、組合全体で24時間以内に約90%以上の職員が参集可能となったが、20km以上の職員が約10%で、全職員の参集には時間を要する状況であった。

## (2) 対応策

### 1) 迅速な参集

職員は、時間外に災害が発生した場合、自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認した上で、通常勤務する施設（第一工場又は第二工場）に参集する。その際に、徒歩、自転車、バイク等できる限り早期に到着できる手段（自動車を除く。）を用いるものとする。また、防災活動に支障のない安全な服装とし、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ、筆記用具、メモ帳等必要な用具等をできる限り携行する。さらに、数日間、帰宅できないことも考慮し、個人用として食料、飲料水等を携行する。

### 2) 確実な連絡体制の構築

災害発生時で夜間休日等の連絡体制については、既存の緊急連絡網を活用することを原則とするが、それに加え、電子メールや SNS 等を活用することで、確実に安否確認や連絡ができる体制を各課で構築し、平常時より対策を検討する。

### 3) 非常時の優先業務の確認

各課で災害時の参集状況を確認し、発災から災害対応・復旧までの一連の業務内容を確認・把握して限られた人員でどのように振り分けを行うか想定する。

## 第2節 施設の状況

### (1) 建物

#### 1) 現状

##### <第一工場>

災害対策本部を設置する第一工場は平成7年度（1995年度）に完成し、躯体は震度6強から震度7程度に対しても人命に損害を及ぼすような倒壊の恐れはないとされる新耐震基準（昭和56年より適用）により設計されているが、平成28年（2016年）に発生した熊本地震のように同じ地域において続けて震度7を2回記録するという未曾有の都市直下型地震が発生したケースもあり、地震の強さによっては想定外の被害が生じる可能性がある。

浸水対策については、プラットホームを建物上部に設置するなど、建設時に水害対策がとられているが、ゲリラ豪雨や局地的な大雨など、近年の水害による被害の拡大を踏まえると現状の浸水対策について検証が必要である。

##### <第二工場>

第二工場は、平成27年度（2015年度）に完成した比較的新しい建物であり、工場棟、管理棟、渡り廊下等構造体の耐震等級もⅡ類（重要度係数1.25）となっているが、第一工場同様の懸念がある。また、浸水対策については第一工場よりプラットホーム等は低くなっていることから、浸水時の想定深度を踏まえた検証が必要である。

##### <汚泥再生処理センター>

汚泥再生処理センターは平成29年度（2017年度）に完成しているが、第二工場に隣接していることから、第二工場と一体で検討する必要がある。

##### <最終処分場>

最終処分場には浸出水を処理する処理棟などがあるが、第一最終処分場が平成22年度（2010年度）に更新され、第二最終処分場は平成13年度（2001年度）に完成しており、いずれも新耐震基準以降に建設された建物となっている。

#### 2) 今後の考え方

建物については全ての施設が新耐震基準となっており、大規模な損壊の可能性は低いと想定されるが、地震の規模によっては建物の一部に損傷が生じる可能性がある。そのため、展望台や煙突など目視が困難な場所を含めた施設の被害状況のほか、搬入道路など施設周辺のインフラの損壊状況などを迅速に把握するため、ドローン等を活用した調査について検討を行う。また、近年の気候変動を踏まえると、水害対策について改めて検証する必要があることから、ハザードマップの更新状況などを踏まえ、浸水への対応状況について確認を行い、必要な対策を検討していく。

## (2) 電気、用水等

### 1) 現状

#### <第一工場>

電気については、自立運転時に炉・ボイラーが運転可能な限り、発電は可能である。また、ブラックアウト時（非常用発電機起動）は、炉、ボイラーが停止となり、復旧は一般送配電事業者との連系後となる。なお、堆肥化施設には、第一工場より給電している。

用水等については、タンク内に発電に必要な一定の容量を確保している。排水は、排水処理設備による処理を行い、河川に放流している。なお、堆肥化施設には第一工場より給水している。

#### <第二工場>

電気については、第一工場同様、自立運転時に炉・ボイラーが運転可能な限り、発電は可能である。また、ブラックアウト時（非常用発電機起動）は、炉、ボイラーが停止となり、復旧は一般送配電事業者との連系後となる。

用水等については受水槽内に発電に必要な一定の容量を確保している。排水は処理後、汚泥再生処理センターへ移送し、草加市の下水道へ放流している。

#### <汚泥再生処理センター>

電気については、第二工場より給電している。用水等については一定の容量を確保している。

#### <最終処分場>

電気については第一最終処分場及び第二最終処分場とも停電が起きた際のバックアップ電源を有しておらず、復旧は一般送配電事業者復旧後となる。

用水等については、第一最終処分場及び第二最終処分場とも一定の容量を確保している。

### 2) 今後の考え方

電気については、第一工場、第二工場ともごみや水、薬剤が確保され、炉・ボイラーを運転できる状態であれば電力の供給は可能である。非常用発電機が設置されているが、これは万が一の場合に、炉、ボイラーを安全に停止するためのものであり、運転時間も限られることから、全炉停止後の再稼動については、一般送配電事業者の復旧状況を踏まえ、早期の再稼動を目指す。

最終処分場についても、主に浸出水処理施設の電力となるが、一般送配電事業者の復旧により対応する。

用水等は、各施設とも一定の容量を確保しており、給水の復旧状況やポンプの稼働に必要な電気の復旧状況を踏まえ対応する。

### (3) 燃料、薬剤

#### 1) 現状

##### <第一工場>

燃料として灯油を 10,000 ℓ 程度（2 炉立上げ程度）を確保している。また、非常用発電機用として、2 時間程度の燃料（灯油）を確保している。薬剤については、5 日分程度を確保している。なお、堆肥化施設は燃料及び薬剤は不要である。

##### <第二工場>

燃料として灯油（18,000 ℓ 程度）及び、コークス（ピット容量 93.6m<sup>3</sup>）を 5 日分程度確保している。また、非常用発電機用として 2 時間程度の燃料（灯油）を確保している。薬剤については、5 日分程度を確保している。

##### <汚泥再生処理センター>

非常用発電機用として、6 時間程度の燃料（灯油）を確保している。薬剤については、7 日分程度を確保している。

##### <最終処分場>

第一最終処分場及び第二最終処分場とも燃料は不要であり、薬剤については、30 日分程度を確保している。

#### 2) 今後の考え方

燃料、薬剤については各施設とも一定の備蓄量を確保しているが、その基準や種類について定期的に確認を行うとともに、供給事業者と平常時より災害発生時の供給体制を確認し、必要に応じて優先供給等の調整を図る。

## 第 3 節 各種設備の状況

### (1) 通信設備

#### 1) 現状

通信手段は、電話回線により第一工場と第二工場間の連絡は内線により行っており、代替の通信手段は確保していない。電話回線については、自家発電時や非常用発電時も通信可能だが、輻輳による通信不可の可能性もある。

#### 2) 今後の考え方

災害発生時を想定し、他の通信手段について検討を行う。通信手段には災害時優先電話や無線による通信など様々な種類があり、それぞれ特徴があることから、組合において最適な手段について調査・研究し、第一工場及び第二工場、構成市町との非常時の連絡体制について検討を行う。

非公開



非公開

非公開

#### 第4節 物資の状況

##### (1) 物資の備蓄状況

飲料水や食糧等の備蓄状況は、表 4-3 のとおり、第一工場及び第二工場において一定量を確保している。

表 4-3 物資の備蓄状況

飲料水	食糧	毛布	携帯トイレ
111 ℓ	109 食	33 枚	440 セット

##### (2) 今後の考え方

内閣府が策定した「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」によれば、災害に備え職員用の食糧や飲料水は 3 日から 1 週間備蓄することが望ましいと示されており、毛布や携帯トイレなどの物品も同様に一定の備蓄が推奨されている。また、埼玉県や構成市町では食糧品や医薬品、救護用品などの生活必需品を指定避難場所等に備蓄している。

組合では災害時においても工場稼働を確保するための備蓄を行っているが、組合施設は広域避難所として指定されている越谷市総合公園やそうか公園などとも近接していることから、構成市町と協力体制を築けるよう関係団体とも調整のうえ、必要となる備蓄量を定めるとともに、計画的に確保していく。

なお、上記以外にも道路や橋の損傷等物理的に供給が滞る場合を想定して、紙類やインク等の消耗品も一定の在庫を確保する。

#### 第5節 運転事業者との連携

組合では、施設の運転については、それぞれの運転事業者に委託しており、ごみ処理施設は 24 時間体制で職員が常駐していることから、夜間や休日など組合職員が不在になる時間帯においても一定の対応が期待できる。災害発生時には、初動の対応が重要となるが、この点においても大きなメリットが見込まれる。

運転事業者は、それぞれ災害時のマニュアルを整備していることから、平常時より施設ごとに組合と運転事業者間で有事の対応策や連絡体制等を取り決め、定期的に見直しを行うことで、効果的な災害対応体制を構築していく。

## 第5章 感染症対策

### 第1節 想定する状況

新型インフルエンザや新型コロナウイルスなど、感染症による影響は、以下のような事態が想定される。災害の発生時とは異なり、直ちに処理を停止（緊急停止）するなどの必要はないが、感染拡大の範囲や期間によっては、組合が受ける影響も大きくなっていくという特徴がある。

一方、組合の事業である廃棄物処理は、住民生活の維持や生活環境の保持に必要な業務であり、感染拡大時においても事業の継続が求められており、想定される影響を事前に把握し、その対策を検討することが必要である。

#### ○組合で想定される影響

##### <感染防止のための作業手順の煩雑化>

感染防止のために、感染の恐れのある作業を避ける、又は、感染防止のための措置を新たにとるなど作業手順が煩雑になる可能性がある。

##### <感染防止のための作業動線の変更>

感染防止のため、通常作業動線を変更する可能性がある。

##### <職員の感染による人員の不足>

職員が感染し、又は感染が拡大した場合、通常業務を遂行するための人員数を確保できなくなる可能性がある。

##### <感染拡大による薬剤工場等の操業停止に伴う資材の不足や入手遅延>

感染拡大により薬剤工場において操業停止が発生した場合、必要な薬剤等の生産が行えず廃棄物処理に必要な量を確保できなくなる可能性がある。

##### <運送事業者への感染による搬入物資の入手遅延>

燃料や薬剤等の運送事業者へ感染が拡大した場合、運転手が確保できず必要となる燃料や薬剤の入手遅延が発生する可能性がある。

組合で想定されるこれらの影響を踏まえ対応策を検討する。環境省は令和2年（2020年）9月に「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定し、感染拡大の状況下における適正な処理のために講ずべき対策や処理体制の維持のために必要な措置について示している。検討にあたっては、これらの指針を参考に感染症に対する組合の対応策を取りまとめる。

## 第2節 応急対策業務の選定と通常業務の整理

### (1) 応急対策業務の選定

感染症は災害発生時とは異なり炉の緊急停止等の対策（早期実施すべき復旧業務）を行う可能性は小さいことから、感染症拡大時における各課の応急対策業務を表 5-1 から表 5-4 のとおり定める。

#### 1) 計画課

表 5-1 計画課における応急対策業務

業務内容
パソコン等電子機器の調達（勤務体制変更への対応）
埼玉県、構成市町への連絡、調整
感染対策予算の執行管理
感染対策補正予算の調製
感染対策支払業務
起債、交付金、補助金等の情報収集、要求事務（財源の確保）
住民への情報提供（施設見学、堆肥販売の中止等）
感染者発生時の保健所への連絡、調整
職員の感染状況の把握
職員の勤務体制の検討

#### 2) 総務課

表 5-2 総務課における応急対策業務

業務内容
職員の感染状況の把握（統括）
感染対策物品（消耗品等）の調達
職員の勤労管理（勤務体制の検討）
管理者、理事、議員への報告、対応
感染者発生時の組合内調整

3) 第一工場業務課

表 5-3 第一工場業務課における応急対策業務

業務内容
運転事業者との調整
薬品、資材の確保（生産工場停止、物流遅延等への対応）
工場の感染対策の検討
業務縮小時の操業及び作業計画の策定（運営体制含む）
地元連絡協議会への報告、調整
職員の感染状況の把握
職員の勤務体制の検討

4) 第二工場業務課

表 5-4 第二工場業務課における応急対策業務

業務内容
運転事業者との調整
薬品、資材の確保（生産工場停止、物流遅延等への対応）
工場の感染対策の検討
業務縮小時の操業及び作業計画の策定（運営体制含む）
地元連絡協議会への報告、調整
職員の感染状況の把握
職員の勤務体制の検討

(2) 優先的通常業務

感染拡大の状況によっては、通常業務の縮小や停止が考えられることから、業務停止の影響を考慮し「継続」「縮小」「休止」に分類し表 5-5 から表 5-9 のとおり定める。



1) 計画課

表 5-5 計画課における感染症拡大時の通常業務の分類

担当	業務内容	継続性	
計画課	重要施策の立案、総合調整及び進行管理に関すること	休止	
	施設整備計画に関すること	休止	
	循環型社会形成推進交付金及び地域計画に関すること	休止	
	一般廃棄物処理基本計画の調整に関すること	休止	
	一般廃棄物の減量化計画に関すること	休止	
	廃棄物処理手数料の改正に関すること	休止	
	特に管理者が命じた施策に関すること	縮小	
	行政組織に関すること	休止	
	定数管理に関すること	休止	
	事務改善及び行政情報化に関すること	縮小	
	情報セキュリティに関すること	縮小	
	統計及び情報の収集、作成、分析、活用及び保管に関すること	休止	
	環境マネジメント及び環境法令に関すること	休止	
	東埼玉資源環境組合事務連絡協議会に関すること	縮小	
	財務会計システムの運用に関すること	継続	
	予算の編成及び執行管理に関すること	継続	
	地方債及び一時借入金に関すること	縮小	
	歳入歳出決算の調整に関すること	休止	
	決算統計に関すること	縮小	
	決算見込に関すること	縮小	
	公金の支出事務に関すること	継続	
	資金管理に関すること	継続	
	財政計画に関すること	縮小	
	分担金に関すること	縮小	
	廃棄物処理施設整備基金に関すること	縮小	
	財政状況の公表に関すること	縮小	
	公会計に関すること	休止	
	財政諸報告に関すること	縮小	
	工事検査に関すること	休止	
	広報広聴担当	広報に関すること	継続
		広聴に関すること	継続
		環境啓発に関すること	継続
施設見学案内、外来者の受付に関すること		休止	
庁用バスの運行管理に関すること		休止	
	課の庶務に関すること	継続	

表中緑の網掛けは「継続」、青の網掛けは「縮小」を示す。

2) 総務課

表 5-6 総務課における感染症拡大時の通常業務の分類

担当	業務内容	継続性	
総務課	議会に関すること	縮小	
	理事会に関すること	縮小	
	管理者及び副管理者の秘書に関すること	継続	
	行政不服審査における審理員に関すること	休止	
	条例、規則等の審査、制定及び改廃に関すること	縮小	
	組合例規集の編集、発行及び配布に関すること	休止	
	職員の配置に関すること	縮小	
	職員の任免、分限、懲戒その他身分に関すること	縮小	
	職員の服装及び勤務条件に関すること	縮小	
	行政委員会等の委員の任免に関すること	休止	
	報酬及び給与に関すること	縮小	
	旅費及び費用弁償に関すること	縮小	
	特別職報酬等審議会に関すること	休止	
	職員の福利厚生及び健康管理に関すること	縮小	
	公務災害補償に関すること	縮小	
	埼玉県市町村職員共済組合及び埼玉県市町村総合事務組合に関すること	縮小	
	被服等の貸与に関すること	休止	
	契約業者の登録及び指名に関すること	縮小	
	指名委員会その他契約関係の審査会等に関すること	縮小	
	工事請負契約、委託契約その他の契約に関すること	縮小	
	公印の管守に関すること	継続	
	公告式に関すること	縮小	
	表彰に関すること	休止	
	文書類の収受発送に関すること	縮小	
	文書の整理及び保存に関すること	休止	
	管理職会議に関すること	縮小	
	組合の庶務に関すること	縮小	
	課の庶務に関すること	縮小	
	情報公開担当	情報公開制度に関すること	縮小
		個人情報保護制度に関すること	縮小
		行政不服審査会に関すること	休止
		情報公開・個人情報保護審査会に関すること	休止
	情報公開・個人情報保護審議会に関すること	休止	
	行政資料の収集、提供及び閲覧に関すること	休止	
営繕担当	第一工場（ごみ処理施設及び堆肥化施設を除く。）の維持管理に関すること	継続	
	防災に関すること	休止	
	安全衛生委員会その他労働安全衛生に関すること	縮小	
	土地及び建物の権利に関すること	継続	
	公有財産の管理及び処分等に関すること	継続	
	固定資産台帳の記録管理に関すること	休止	
	備品台帳の記録管理に関すること	縮小	
	物品の出納及び保管に関すること	休止	
	物品の修理及び不用品の処分に関すること	休止	
	庁用自動車（庁用バスを除く。）の運行管理に関すること	継続	

表中緑の網掛けは「継続」、青の網掛けは「縮小」を示す。

3) 第一工場業務課

表 5-7 第一工場業務課における感染症拡大時の通常業務の分類

担当	業務内容	継続性	
第一工場業務課	第一工場ごみ処理施設のごみの受入れ及び処理に関すること	継続	
	第二工場ごみ処理施設との連絡調整に関すること	継続	
	焼却灰等の処分に関すること	継続	
	第一工場ごみ処理施設に係る機械設備の維持管理及び運転管理に関すること	継続	
	ごみの内容物調査に関すること	休止	
	公害関係法令等に基づく各種測定及び分析等に関すること	継続	
	廃棄物処理手数料の賦課及び徴収に関すること	継続	
	第一工場ごみ処理施設に係るエネルギー使用の合理化に関すること	休止	
	ごみ処理事業の調査及び研究に関すること	休止	
	第一工場ごみ処理施設の電力の売買に関すること	継続	
	第一工場の隣接施設の電力調整に関すること	継続	
	第一工場の隣接施設の熱供給に関すること	継続	
	電気工作物の調査及び研究に関すること	休止	
	その他電気工作物に関すること	休止	
	電力の送電調整に関すること	継続	
	第一工場地元連絡協議会に関すること	縮小	
	課の庶務に関すること	縮小	
	リサイクル担当	剪定枝及び刈り草の受入れ及び処理に関すること	休止
		堆肥の生産及び販売に関すること	縮小
		堆肥化施設の維持管理及び運転管理に関すること	縮小

表中緑の網掛けは「継続」、青の網掛けは「縮小」を示す。

4) 第二工場業務課

表 5-8 第二工場業務課における感染症拡大時の通常業務の分類

担当	業務内容	継続性
第二工場業務課	第二工場ごみ処理施設のごみの受入れ及び処理に関すること	継続
	第一工場ごみ処理施設との連絡調整に関すること	継続
	第二工場ごみ処理施設の維持管理及び運転管理に関すること	継続
	ごみの内容物調査に関すること	休止
	第二工場ごみ処理施設の建設に係る事務処理に関すること	休止
	ごみ処理に係る公害関係法令等に基づく各種測定及び分析等に関すること	継続
	第二工場ごみ焼却施設に係るエネルギー使用の合理化に関すること	休止
	ごみ処理事業の調査及び研究に関すること	休止
	第二工場の隣接施設の電力調整に関すること	継続
	第二工場の隣接施設の熱供給調整に関すること	継続
	電気工作物の調査及び研究に関すること	休止
	その他電気工作物に関すること	休止
	第二工場ごみ処理施設の防災に関すること	継続
	第二工場ごみ処理施設の施設見学に関すること	休止
	第二工場地元連絡協議会に関すること	縮小
	し尿の受入れ及び処理に関すること	継続
	汚泥の処理に関すること	継続
	汚泥再生処理事業の調査及び研究に関すること	休止
	し尿処理に係る公害関係法令等に基づく各種測定及び分析等に関すること	継続
	第二工場汚泥再生処理センターに係るエネルギー使用の合理化に関すること	休止
	第二工場汚泥再生処理センターの維持管理及び運転管理に関すること	継続
	第二工場汚泥再生処理センターの防災に関すること	継続
	第二工場汚泥再生処理センターの施設見学に関すること	休止
	最終処分場の維持管理及び運転管理に関すること	継続
	最終処分場の防災に関すること	継続
	最終処分場の施設見学に関すること	休止
	一般廃棄物最終処分場地元連絡協議会に関すること	縮小
	課の庶務に関すること	縮小

表中緑の網掛けは「継続」、青の網掛けは「縮小」を示す。

## 5) 議会事務局

表 5-9 議会事務局における感染症拡大時の通常業務の分類

担当	業務内容	継続性
議会事務局	公印の管守に関すること	継続
	議員の身分、議員報酬、手当及び費用弁償に関すること	縮小
	文書の收受、発送及び編さん保存に関すること	縮小
	職員の服務、給与に関すること	縮小
	議会費の予算、決算及び経理に関すること	縮小
	物品の出納、保管に関すること	休止
	本会議及び委員会に関すること	縮小
	請願書、陳情書に関すること	縮小
	議員の会議出席に関すること	縮小
	会議の傍聴に関すること	縮小
	議決及び決定事項の処理に関すること	縮小
	議案、意見書等に関すること	縮小
	議会諸規程の制定又は改廃に関すること	縮小
	各種資料の収集及び調査に関すること	縮小
	議決原本の保管に関すること	縮小
	公聴会に関すること	縮小
	会議録及び委員会の記録に関すること	縮小
	その他、議会庶務に関すること	縮小

表中緑の網掛けは「継続」、青の網掛けは「縮小」を示す。

### 第3節 感染対策の考え方

#### (1) 人員配置

感染症が流行した場合、職員及びその家族が感染したり濃厚接触者となることにより出勤停止を余儀なくされ、人員が不足し業務に影響を及ぼすことが想定される。課内で職員の担当業務を事前に確認し、感染拡大による職員不在時の対応策を確認しておく。

#### (2) 感染リスクの確認

感染症の流行時には、感染症の種類に応じて、国、埼玉県、保健所などの発表をもとに、感染リスクを確認し、対応策を検討する。

#### (3) 感染予防措置の徹底

職員は、平常時より感染症に有効である手洗い、マスクの着用、うがい等感染予防措置を徹底するほか感染を避ける行動を心がける。

#### (4) 感染予防措置（サテライト勤務・時差出勤・在宅勤務）

感染リスクに応じて、感染拡大防止に有効な体制（サテライトオフィスの設置、時差出勤、在宅勤務等）の導入を検討し、出勤・業務遂行に伴う感染リスクの低減に努める。

(5) 感染リスクのある事業（作業）の見直し

感染リスクに応じて、感染リスクのある作業について作業内容の見直し（例：内容物検査の縮小、休止など）を行う。

(6) 立入制限による感染リスクの低減

感染リスクに応じて、工場（施設）への事業者の立入制限が必要な場合（例：施設工事等）は、事業の中止や延期などの見直しを行う。

(7) 啓発事業の見直し

施設見学や展望台の公開、堆肥の販売など組合の啓発事業については、来場者の安全を第一に考え、感染リスクに応じて規模の縮小や見直し、中止を行う。

(8) 運転事業者との連携

感染物に直接接触する可能性のある運転事業者には、感染物と接触することを前提とした対策を行うことや感染拡大時の優先業務の設定を要請し、組合と連携の上、感染予防を踏まえた体制整備を要請する。

(9) ごみの搬入事業者との連携

ごみの搬入事業者については、感染物と接触することを前提とした対策を行うことを要請し、構成市町とも連携の上、収集員の感染予防に資する取組みを推進する。

(10) 感染症対策に必要な消耗品等の備蓄

感染症の流行時は、防護服やマスクなどの備品が不足することが想定されるため、感染予防用品について計画的な備蓄を行う。

(11) 感染症への対応の見直し

今後新たに発生する恐れのある感染症などは科学的な知見が必ずしも十分でないことから、国や埼玉県などから発せられる最新の情報や動向を踏まえて、適宜必要事項の見直しを行う。



## 第6章 計画の運用

### 第1節 職員への教育・訓練

災害の発生時に業務継続を確実にを行うために職員へのBCPに関する教育・訓練を実施する必要があり、表6-1に示す教育・訓練を実施していく。

表6-1 教育・訓練

種類	内容	対象
緊急連絡網の整備	緊急連絡網を管理職及び各課で整理するとともに、災害時の連絡手段について平時より各課で確認を行う。	全職員
新人研修	BCPについて理解を深め職員として必要になる業務を確認するため、異動者を対象とした研修を実施する。	異動により新たに配属された職員
BCPの見直し	BCP及び関連マニュアルの見直しを年1回各課で実施する。	各課
避難・消防訓練	消防署の指導の下、避難訓練や消防訓練を実施する。	全職員
事業者との連携	災害発生時や感染症拡大時における運転事業者や委託事業者との連携体制について定期的に確認を行う。	事業者及び各課
関係団体との連携	災害発生及び感染症の拡大を想定し、国や県、構成市町と非常時の連携について確認を行う。	構成市町職員及び関連する職員

## 第2節 BCPの点検・見直し

BCPについては、今回策定した内容を基に、事業の継続性を確保するための方策や今後の課題について検討するとともに、国、県から新たな指針が示された時や実際の災害発生時の対応状況などを踏まえ、PDCAサイクルによる見直しを適宜実施する。



出典：内閣府大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き  
(平成28年2月)

図6-1 PDCAサイクルによる継続的改善